

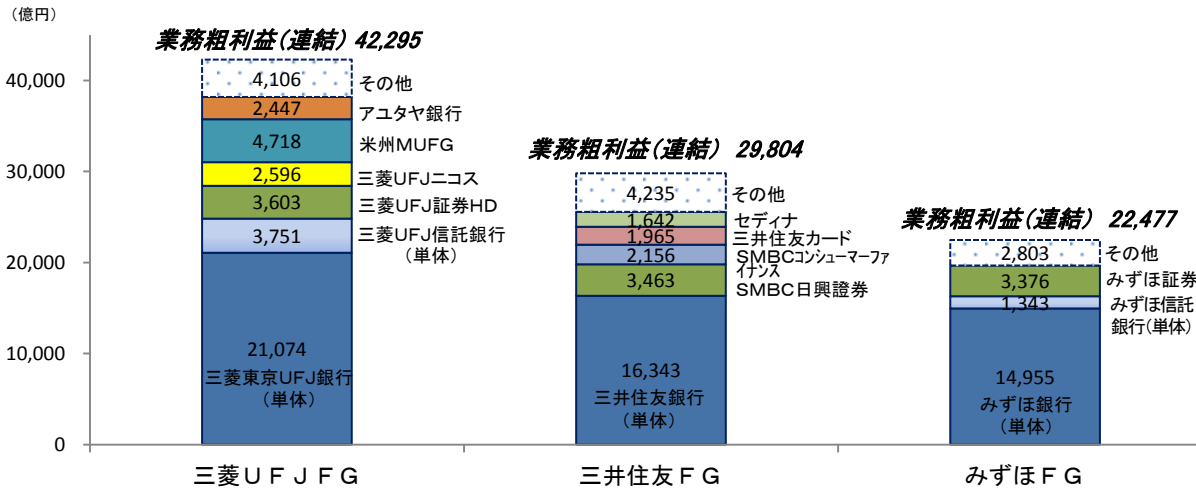
「情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための
銀行法等の一部を改正する法律案」
に係る説明資料

平成28年3月
金融庁

金融グループの経営管理の充実

メガバンクグループ

金融グループの業務のうち、例えば、国内銀行本体による業務からの収益の比重は、低下の傾向



→ 持株会社を中心とした金融グループ全体の健全性等を、母国当局が責任を持って監督していくべきとの流れ。

地域銀行グループ

地域金融機関の経営統合では、持株会社の傘下に複数の銀行が存在する場合が増加



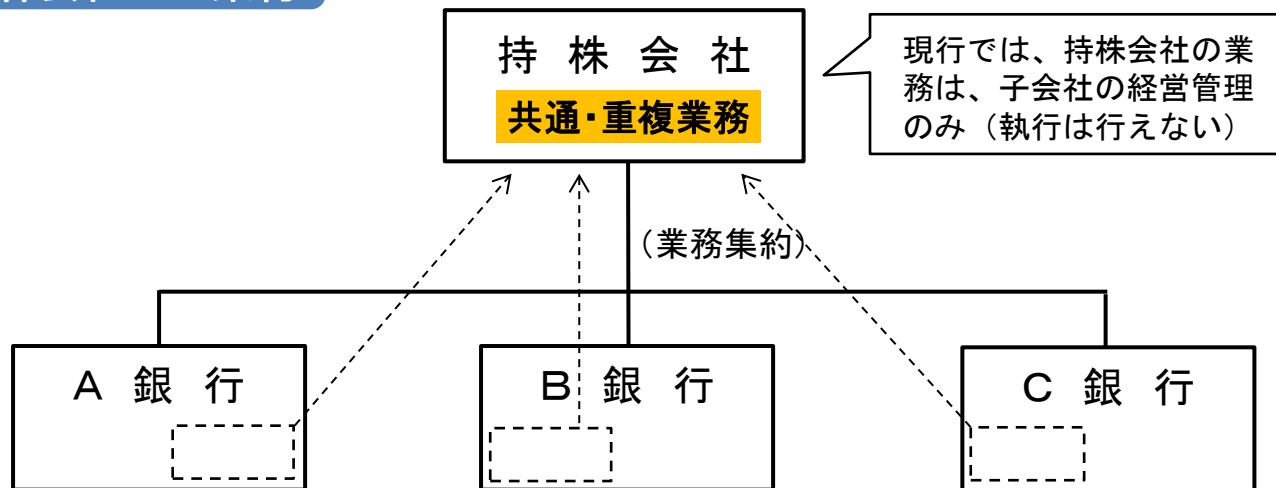
金融グループにおける経営管理の充実

金融グループの経営管理のあるべき「形態」はグループごとに区々であることを前提としつつ、グループとしての経営管理を十分に実効的なものとするため、銀行持株会社(銀行持株会社が存在しない場合はグループ頂点の銀行)が果たすべき「機能」を明確化

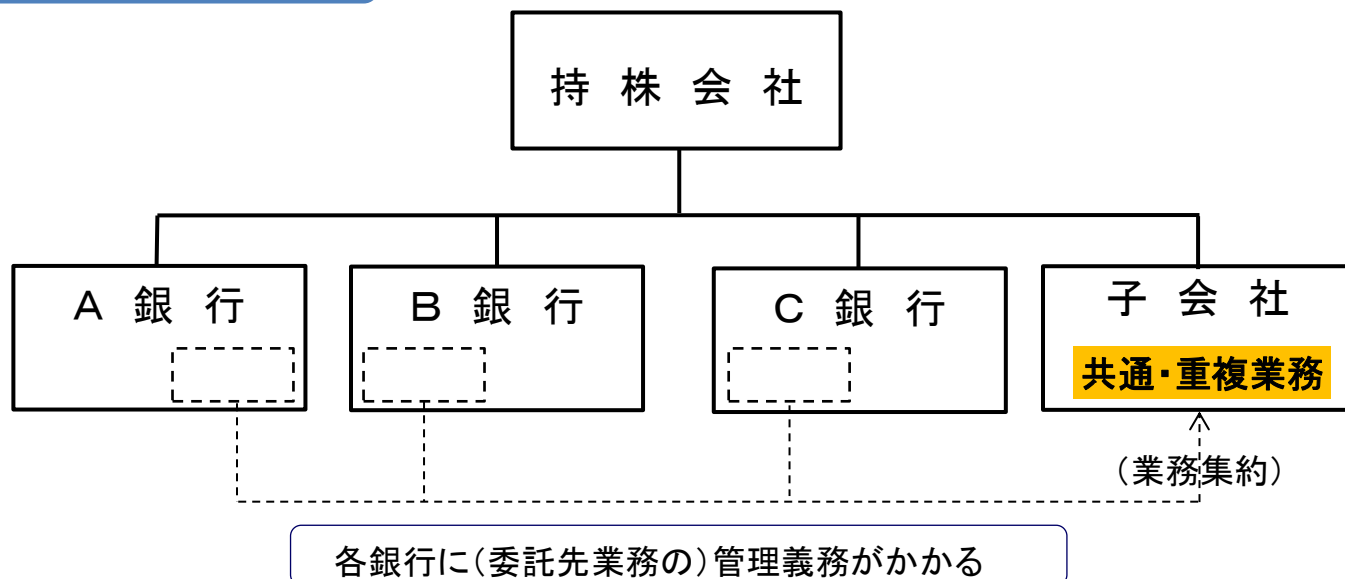
- グループの経営の基本方針等の策定及びその適正な実施の確保
- グループ内の会社相互の利益相反の調整
- グループのコンプライアンス体制の整備等

金融グループ内の共通・重複業務(システム管理業務、資産運用業務等)の集約

持株会社への集約



子会社への集約

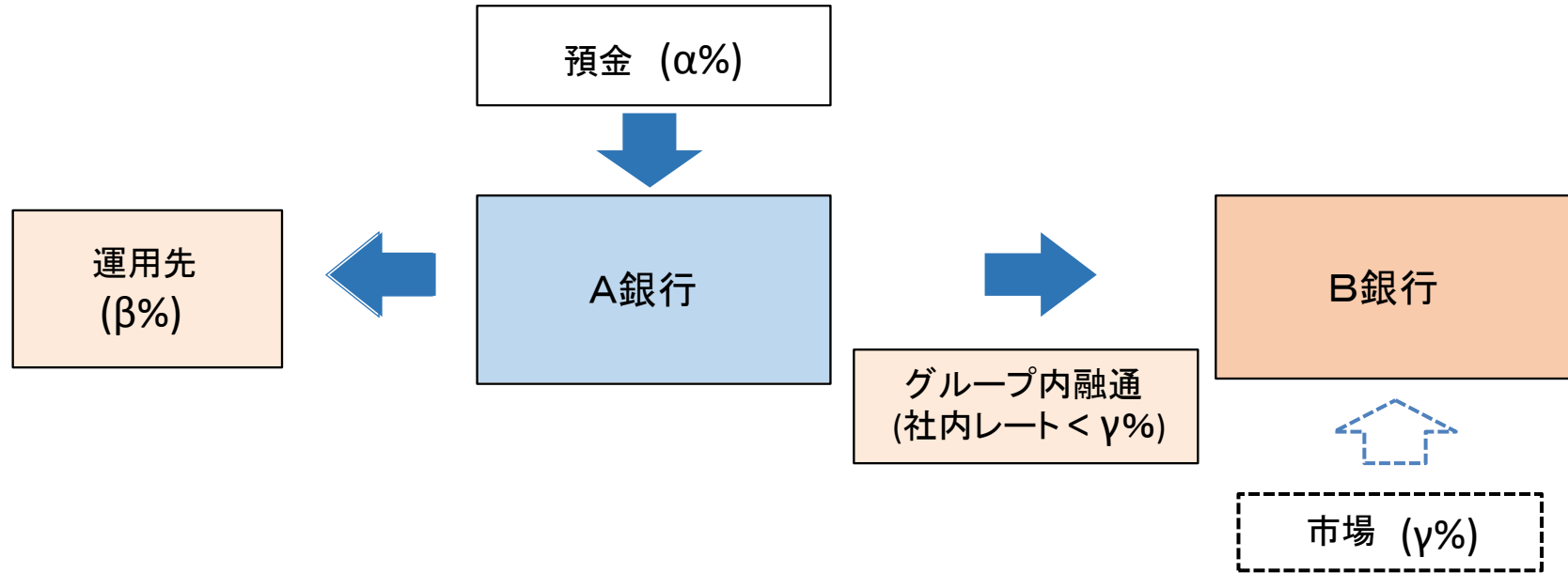


共通・重複業務の集約の容易化

- システム管理業務や資産運用業務などのグループ内の共通・重複業務について、持株会社による実施を可能とする
- 共通・重複業務をグループ内子会社に集約する際の、各子銀行の委託先管理義務を持株会社に一元化することを可能とする

グループ内の資金融通の容易化

同一持株会社グループ内に、A銀行とB銀行が存在している場合、アームズ・レンジス・ルールに基づく利率とは異なる社内レートで、A銀行の余資をB銀行に融通することを許容してほしいとの声。



アームズ・レンジス・ルールの概要

銀行がグループ内で取引を行う場合、グループ外の「同一の信用力を持つ者」との間で取引を行う場合の条件より有利な条件での取引を行うことを禁止。

グループ内の資金融通の容易化

同一持株会社グループ内の銀行間取引について、銀行の経営の健全性を損なうおそれがない等の要件を満たすとして当局の承認を受けた場合には、アームズ・レンジス・ルールに基づく利率とは異なる社内レートの使用を容認

金融関連IT企業への出資の柔軟化

IT分野のイノベーションを取り込む動き

米銀トップの問題意識

欧米銀行では、最近の環境変化が危機感を持って捉えられ、変化に対して戦略的に応じる動きが広がっている



われわれは、
グーグルやフェイスブック、
その他の企業と
競争することになるだろう
2014年5月6日
Euromoney(サウジアラビア)での発言

ジェイミー・ダイモン・JPモルガン・チェースCEO

(出所) 決済業務等の高度化に関するスタディ・グループ第2回 野村参考人説明資料



売上高 598億ドル
ユーザー数 5.4億人



売上高 1,709億ドル
ユーザー数 8億人



売上高 79億ドル
ユーザー数 12.3億人

オープン・イノベーション(外部連携による革新)の動き

欧米銀行では、ITイノベーションを取り込むことを目的とした、IT・ネット企業等との戦略的な連携・協働が活発化



・FSV Payment Systems: フリペイド・カード・プラットフォーム開発・サービス提供者。



・Level Money: 複数口座の収支管理や資金計画策定をサポートするスマートフォン用アプリケーション開発・提供者。



・Simple: PCやスマートフォン等専用の銀行サービスを提供する業者。



・PayQuik: 金融機関等向けの送金プラットフォーム開発業者。

・Ecount: 小売業者向けのフリペイド・カード・プラットフォーム開発業者。



・Bloomspot: 小売業者向けのポイントプログラムの提供・管理システム開発業者。



・OnVista: 金融情報ポータルサイトの提供者。



・Fianet SA: インターネット決済に係るセキュリティシステムの開発・提供者。



・Zed Group: デジタル・マーケティングシステム、モバイル・インターネット決済システム等の開発・提供者。

・iZettle: 専用アプリと端末を利用したスマートフォンによるカード決済会社。



・RS2 Software: 銀行、カード会社、小売業者向けのカード決済用ソフトウェア開発業者。

・Analog Analytics: インターネット業者や広告代理店向けのクーポン等の発行・管理システム開発業者。



・FLASHiZ: スマートフォンによる決済アプリ開発及びサービス提供者。

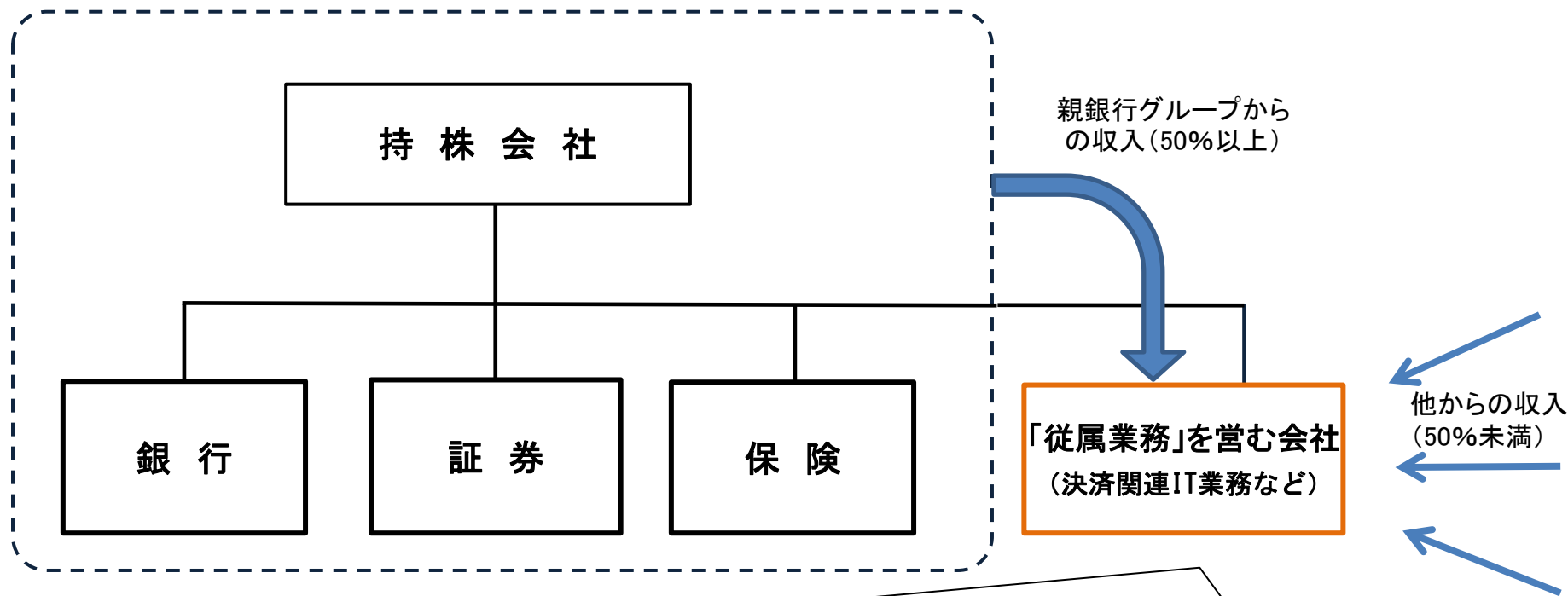
(出所) 決済業務等の高度化に関するスタディ・グループ第10回 翁委員説明資料

金融関連IT企業等への出資の特色

- 出資が成功した場合には、現行法でも認められている金融関連業務等への出資になりうるものの、
- 出資段階では、成功の見込みは不明確（それでもなお、戦略的に出資をしていく必要）

銀行業の高度化・利用者利便の向上に資すると見込まれる業務を営む会社に対して、
当局の認可を得て出資することを可能に

決済関連事務等の受託の容易化



「従属業務」を営む会社は、「主として」銀行の営む業務のためにその業務を営むこととされ、親銀行グループからの収入が50%以上であること等が必要(いわゆる「収入依存度規制」)。

決済関連事務等の受託の容易化

システム管理などの業務の受託を容易にするため、従属業務を営む会社に求められる親銀行グループへの収入依存度(50%以上)を緩和

ITの進展に対応するその他の措置

ITの進展に対応した決済関連サービス提供の容易化

電子端末型プリカへの対応

- 近年、スマホなどと連動させて利用する「電子端末型プリペイドカード」が登場
- 他方、現行制度では、プリペイドカード（右の例では、腕時計や指輪）自体に、利用限度額などを表示する義務あり



- プリペイドカードが電子端末である場合等、有体物に記載することが合理的でない場合には、インターネットでの情報提供を可能に

電子記録債権の利便性向上

記録機関間の移動

- 現在4つある記録機関の間で電債を移動させることは、制度上、認められていない



- 異なる記録機関間でも電子記録債権の移動が可能となるよう制度面の手当て

プリペイドカード利用についての苦情処理体制の整備

- プリペイドカードの利用拡大に伴って、利用者がトラブルに巻き込まれる事案が増加



- プリペイドカードの利用等に関する苦情について、その発行者は、苦情処理体制を整備する必要があることを明確化

G7エルマウ・サミット首脳宣言 (H27.6.8)

「我々は、仮想通貨及びその他の新たな支払手段の適切な規制を含め、全ての金融の流れの透明性拡大を確保するために更なる行動をとる。」



FATF (金融活動作業部会) ガイダンス (H27.6.26)

各国は、仮想通貨と法定通貨を交換する交換所に対し、登録・免許制を課すとともに、顧客の本人確認義務等のマネロン・テロ資金供与規制を課すべきである。

G7各国の規制導入状況

米国	○
ドイツ	○
フランス	○
カナダ	○
イタリア	○
英国	△ 今国会で 法制化予定
日本	

※ テロ資金対策は、本年5月下旬の「G7伊勢志摩サミット」でも、主要議題の一つとなる見込み。

1. 会社概要・破産までの経緯

(出所: 同社及び債権者集会の資料)

会社概要	時期	破産までの経緯
社名: 株式会社MTGOX 業務内容: ビットコインの交換所 所在地: 東京都渋谷区	H26.2	東京地裁に民事再生手続開始の申立て
	H26.4	東京地裁、民事再生手続開始の申立てを棄却・破産手続開始を決定

2. 資産・負債の状況

(出所: 債権者集会の資料及び各社報道)

○ 破産手続開始時点の資産: 約39億円、負債: 約87億円 (約48億円の債務超過)

○ 同社代表者は、昨年(H27)、業務上横領(ビットコイン売買のため顧客が預けた資金の着服等)等の容疑で逮捕

仮想通貨と法定通貨の交換業者に登録制を導入し、以下の法制度を整備

1. マネロン・テロ資金供与対策

- 口座開設時における本人確認
- 本人確認記録、取引記録の作成・保存
- 疑わしい取引に係る当局への届出
- 社内体制の整備

2. 利用者の信頼の確保

- 利用者に対する情報提供
- システムの安全管理
- 利用者が預託した金銭・仮想通貨の分別管理
- 最低資本金・純資産に係るルール
- 分別管理及び財務諸表についての外部監査
- 当局による報告徴求・検査・業務改善命令、自主規制等